マイナンバーカード/住民基本台帳カード をお持ちの方の転入手続きについて

1 転入届について

マイナンバーカード等を利用した転出届 (特例転出) をした方には、転出証明書は 発行されません。転入届の際は**必ずマイナンバーカード等をお持ちください**。

- (1) 転入先の市区町村の窓口でマイナンバーカード等を提示してください。 カードに設定した**4桁の暗証番号**の入力が必要です。
- (2) **転入日から14日**を経過して転入届出をしたときは、マイナンバーカード等を継続して利用することができなくなります。
- (3) **転出予定日から30日**を経過した場合、マイナンバーカード等を用いた転入手続きができなくなり、秋田市に転出証明書の再発行手続きが必要になります。また、マイナンバーカード等は失効します。

2 マイナンバーカード等の継続利用(住所変更)手続き

転入先の市区町村でマイナンバーカード等の継続利用の手続きが必要です。

- (1) カードに設定した**4桁の暗証番号が必要**です。
- (2) 同時に異動した世帯員がマイナンバーカード等をお持ちの場合は、その世帯員のカードも継続利用手続きが必要です。

(同一世帯の方は代理で手続きできます。暗証番号も必要です。)

- (3) 継続利用の手続きをしないまま、**転入届出日より90日**を経過すると、手続きしていないマイナンバーカード等は失効します。
- ※公的個人認証サービス(署名用電子証明書)を利用している場合、転入地市区町村で再度届出が必要です(住民基本台帳カードの場合は、署名用電子証明書の発行ができませんので、マイナンバーカードへの切替えが必要になります)。

<参考>転出証明書(紙)の再発行

秋田市の窓口または郵送で手続きしてください。

- ○郵送での手続きは、次の3点を市民課宛に送付してください。
 - ①転出届 ②本人確認書類 (運転免許証等の写し)
 - ③返信用封筒(110円切手を貼付)
- ○送付先 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所市民課
- ○郵送での手続きに関する際の問合せ TEL 018-888-5628